



神奈川県
福祉子どもみらい局青少年課

令和5年度 神奈川県社会環境実態調査結果

令和6年3月

目 次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 調査実施件数	1
4. 調査項目	2
第2章 調査の結果	3
I インターネットカフェ・まんが喫茶	3
1. 営業時間及び客席の状況	3
2. 条例に基づく措置の状況（深夜深夜立入禁止の表示・有害情報閲覧防止）	4
3. 青少年等に対する自主的な取組の状況（年齢確認・オープン席の利用）	5
4. 20歳未満の喫煙飲酒防止の取組み状況	6
II カラオケボックス	7
1. 営業時間及び個室の状況	7
2. 条例に基づく措置の状況（深夜立入禁止の表示）	7
3. 20歳未満の喫煙飲酒防止の取組み状況	8
III 図書類取扱店	9
1. 調査店舗の内訳	9
2. 図書類の区分陳列の状況	9
3. 有害図書類の区分陳列の方法	11
4. 販売・貸付等禁止の表示の状況	12
5. 条例に基づく措置等の順守状況の推移【書店】	12
IV コンビニエンスストア・ドラッグストア	13
1. たばこ・酒類の販売状況	13
2. 年齢確認の実施状況	13
3. 自動販売機の設置状況	13
第3章 単純計算一覧表	14
第4章 社会環境実態調査要領	18

図一覧

- 図 1 客席の状況
- 図 2 条例に基づく措置の状況
- 図 3 条例の順守状況の推移
- 図 4 青少年等に対する自主的な取組の状況
- 図 5 青少年等に対する自主的な取組の状況の推移
- 図 6 個室の状況
- 図 7 深夜立入禁止の表示の状況
- 図 8 深夜立入禁止の表示の状況の推移
- 図 9 区分陳列の状況
- 図10 有害図書類の陳列方法
- 図11 販売・貸付等禁止の表示の状況
- 図12 条例の順守状況の推移
- 図13 年齢確認の実施状況

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えると考えられる各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への立入調査及び指導、県民への周知啓発、条例による規制等の検討に資する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものである。

2. 調査方法

本調査は、地域の青少年指導員や各市町村職員が、県青少年課が指定した調査対象店舗を訪問し、従業者からの聞き取り及び店舗内の視認により行った。

今回の調査対象店舗約700件のうち、既に廃止している店舗や調査協力を得られなかった店舗を除く499件に対して調査を実施した。

調査地域	神奈川県
調査対象業種	インターネットカフェ・まんが喫茶 カラオケボックス 図書類取扱店（書店・古書店・映像ソフト取扱店・ゲームソフト取扱店） コンビニエンスストア・ドラッグストア（酒類・たばこ取扱店のみ）
調査方法	訪問調査（従業者からの聞き取り・店舗内の視認）
調査期間	令和5年7月1日～令和5年9月30日
対象店舗数	718件
回答店舗数※	499件（回答率69.5%）

※ 調査への回答が得られた店舗数。閉店が確認された店舗、業務都合等により調査への協力が得られなかった店舗を除いた件数としている。

3. 調査実施件数

地域	ネットカフェ・まんが喫茶	カラオケ	図書類取扱店	コンビニ・ドラッグストア
横浜市	22	36	43	103
川崎市	3	15	17	31
相模原市	2	2	5	4
横須賀・三浦地域	4	5	11	22
県央地域	6	9	19	32
湘南地域	7	6	16	31
県西地域	2	4	9	33
合計	46	77	120	256

4. 調査項目

インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1) 営業時間及び客席の状況	① 18歳未満の店舗の利用の可否
	② ペアシートの有無
	③ 外部からのペアシート内部の見通しの可否
	④ ペアシートにおける内鍵の有無
(2) 条例に基づく措置	⑤ 深夜営業の状況
	⑥ 18歳未満の深夜立入禁止表示の有無
	⑦ 有害情報閲覧防止措置の有無
(3) 青少年に対する自主的な取組の状況	⑧ 18歳未満と思われる者への年齢確認の実施方法
	⑨ 18歳未満のオープン席の利用の有無
(4) 喫煙飲酒防止の取組み	⑩ 自動販売機の設置の有無
	⑪ 年齢識別装置の設置の有無
カラオケボックス	
(1) 営業時間及び個室の状況	① 個室の有無
	② 外部からの個室内部の見通しの可否
	③ 個室における内鍵の有無
(2) 条例に基づく措置	④ 深夜営業の状況
	⑤ 18歳未満の深夜立入禁止の表示の有無
(3) 喫煙飲酒防止の取組み	⑥ 自動販売機の設置の有無
	⑦ 年齢識別装置の設置の有無
図書類取扱店（書店・映像ソフト取扱店・ゲームソフト取扱店）	
(1) 書籍の陳列状況等	① 陳列方法
	② 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無
	③ サンプルディスプレイの有無
(2) 映像ソフトの陳列状況等	④ 陳列方法
	⑤ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無
	⑥ サンプルディスプレイの有無
(3) ゲームソフトの陳列状況等	⑦ 陳列方法
	⑧ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無
	⑨ サンプルディスプレイの有無
コンビニエンスストア・ドラッグストア	
(1) たばこ・酒類の取扱状況	① たばこ・酒類の取扱いの有無
	② 20歳未満と思われる者への年齢確認の実施方法
	③ 自動販売機の設置の有無
	④ 年齢識別装置の有無

第2章 調査の結果

I インターネットカフェ・まんが喫茶（46件）平成18年度調査開始

1. 営業時間及び客席の状況

今回調査を行ったインターネットカフェ・まんが喫茶の店舗46件の内、青少年の利用を認めている店舗は43件あり、その全てが深夜営業を行っていた。

		青少年の店舗の利用	
		可	不可
		43	3
深夜営業 無	23時前に閉店	0	
深夜営業 有	23時以降閉店	1	
		24時間営業	42

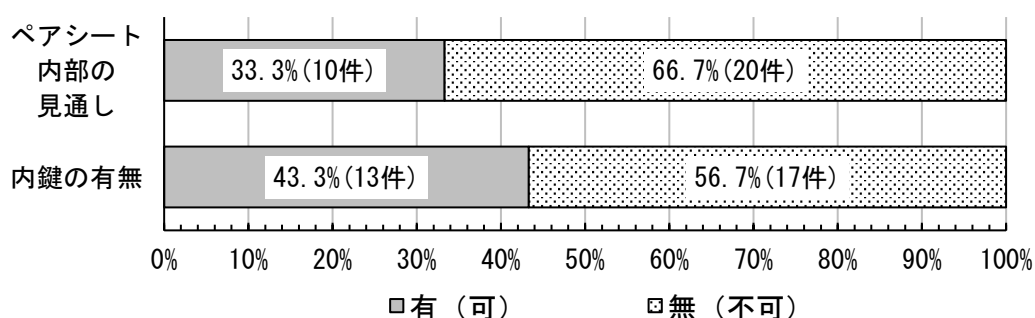
※青少年の利用を禁じている店舗は調査の対象外としている。

客席の状況について、ペアシート※₁を設置している店舗は30件であった。

この内、外部からペアシート内部を見通すことが可能な店舗は10件、不可能な店舗は20件であった。また、ペアシートの内鍵について、「有」が13件、「無」が17件であった。

内鍵 \ 見通し	可	不可	無回答	合計 (内鍵)
有	1	12	0	13
無	9	8	0	17
無回答	0	0	0	0
合計(見通し)	10	20	0	30

図1 客席の状況



1 ペアシートとは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる個室でかつ、二名以上の客が利用できるもの。

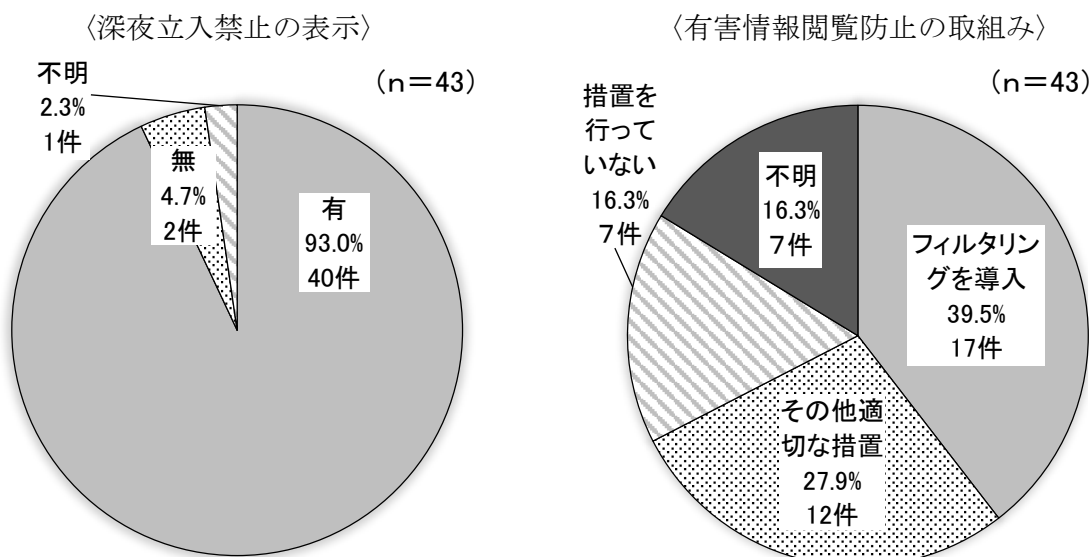
2. 条例に基づく措置の状況（深夜立入禁止の表示・有害情報閲覧防止）

インターネットカフェ・まんが喫茶の経営者等は、条例第26条に基づき、深夜においては当該施設に青少年を立ち入らせてはならず、その旨を施設の入口に表示しなければならない。

また、条例第35条に基づき、青少年にインターネット端末を利用させる場合、フィルタリングサービスの利用等により青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。

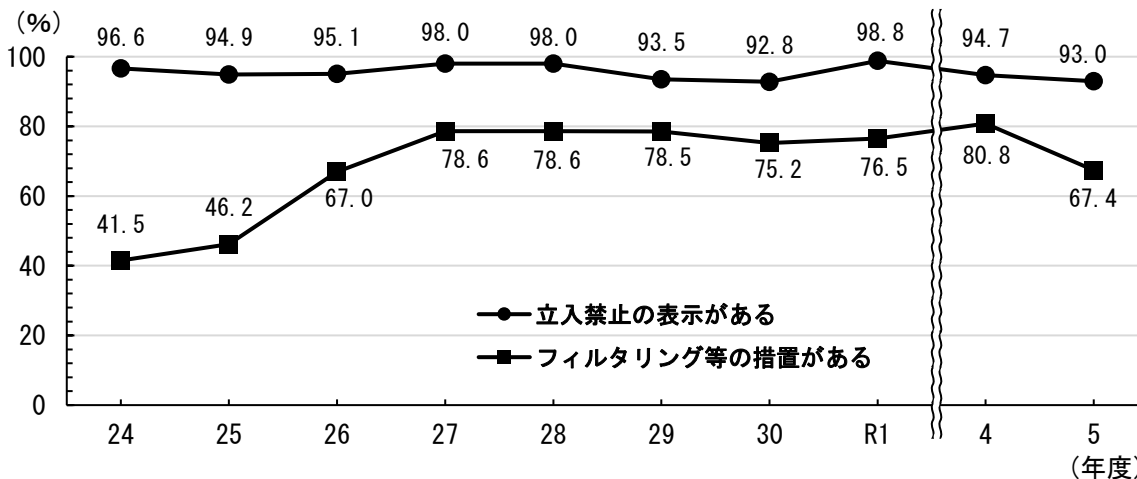
深夜営業を行っている店舗43件の内、深夜立入禁止の表示が有る店舗は40件、無い店舗は2件であった。また、青少年有害情報の閲覧防止の取組は「青少年が利用する全てのパソコンにフィルタリングを導入している」が17件、「その他の適切な方法による」が12件、「いずれの措置も行っていない」が7件となった。

図2 条例に基づく措置の状況



過去10回の調査における条例の順守状況について、立入禁止表示がある店舗の割合は高い水準で横ばいである一方、有害情報閲覧の防止措置が行っている店舗の割合は昨年度から低下している。無回答が16.3%と多かった(昨年度は2.6%)ことが低下の原因と考えられる。

図3 条例の順守状況の推移



青少年保護育成条例第26条関係

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶等の経営者等は、深夜において当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。（30万円以下の罰金）
- 当該施設の経営者は、深夜にその施設を営業する場合は、深夜における青少年の利用を禁止する旨を表示しなければならない。（10万円以下の罰金）

青少年保護育成条例第35条関係

- インターネットカフェ・まんが喫茶等の経営者等は、青少年にインターネットを利用させるに当たっては、フィルタリングサービスを利用する等、適切な方法により青少年の有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。

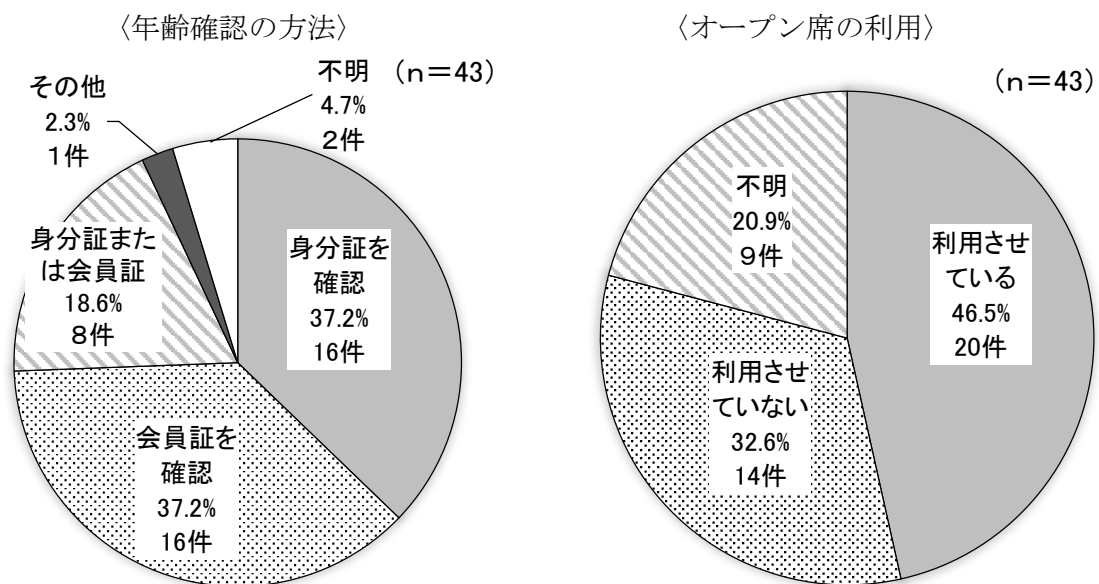
3. 青少年等に対する自主的な取組の状況（年齢確認・オープン席^{※2}の利用）

青少年健全育成の観点で行われている自主的な取組について聞き取りを行った。

年齢確認の方法は、「入店時に身分証を確認する」と「入店時に会員証^{※3}を確認する」がそれぞれ24件、「その他^{※4}」が1件であった。なお、身分証と会員証の両方で確認ができる（重複回答）とする店舗は8件であった。

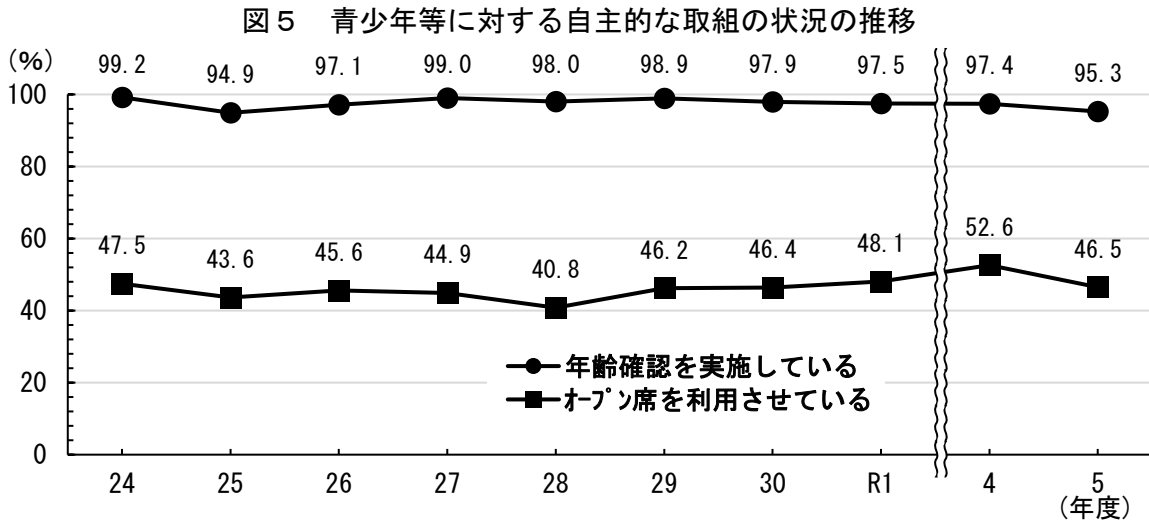
18歳未満には個室ではなくオープン席を利用させるようにしているかについては、「利用させている」が20件、「利用させていない」が14件であった。

図4 青少年等に対する自主的な取組の状況



2 オープン席とは、壁や仕切りがなく、あっても容易に周囲から様子が見える席のこと。
3 会員証は、作成時に身分証の提示を義務付けたうえで作成されたものでなければならない。
4 身分証や会員証の提示を求めるものとは異なる方法による身分確認を行っている場合。

過去10回の調査における青少年等に対する自主的な取組の状況では、年齢確認を実施している店舗及び青少年にはオープン席を利用させている店舗はいずれも横ばいであった。



※ 令和2～3年度は、新型コロナの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

業界の自主規制

○日本複合カフェ協会(任意加入)では、年齢確認、利用時間の制限(16歳未満は午後8時、18歳未満は午後10時以降の利用制限)、小中高校生の授業時間内の来店時の指導、18歳未満はオープン席利用(フィルタリング等の措置があるブース席はその限りではない)、20歳未満の喫煙飲酒防止対策、補導活動への強力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など、青少年健全育成のための取組を行っている。(日本複合カフェ協会運営ガイドラインより)

4. 20歳未満の喫煙飲酒防止の取組み状況

たばこ・酒類の自動販売機を設置している店舗は8件であった。この内、年齢識別装置を設置している店舗が2件、していない店舗が6件であった。

自動販売機の設置			年齢識別装置の有無	
たばこ	酒類	両方	有	無
4	4	0	2	6

青少年喫煙飲酒防止条例第9条関係

○販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、たばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(購入希望者が満20歳以上であることを確認できる機能)を当該自動販売機に講じなければならない。ただし、酒類自販機においては、ネットカフェなど閉鎖性のある施設内に設置され、その利用が専ら当該施設の利用者に限られる場合、常時監視が可能な場所に設置するなど他の適切な管理方法をもって代えることができる。

Ⅱ カラオケボックス（77件）平成2年度調査開始

1. 営業時間及び個室の状況

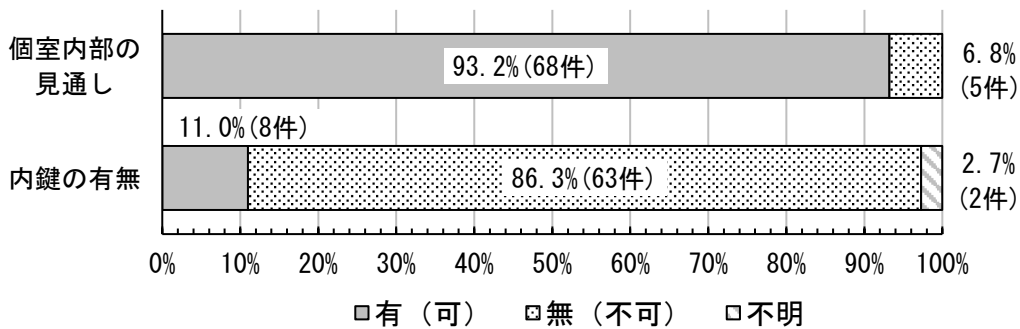
今回調査を行ったカラオケボックスの店舗77件の内、深夜営業店舗は73件であった。

深夜営業 無	23時前に閉店	4
深夜営業 有	23時以降閉店	59
	24時間営業	14

個室の状況について、個室を設置している店舗は73件であった。

この内、外部から個室内部の見通しが可能な店舗は68件、不可能な店舗は5件であった。また個室の内鍵について、「有」が8件、「無」63件であった。

図6 個室の状況

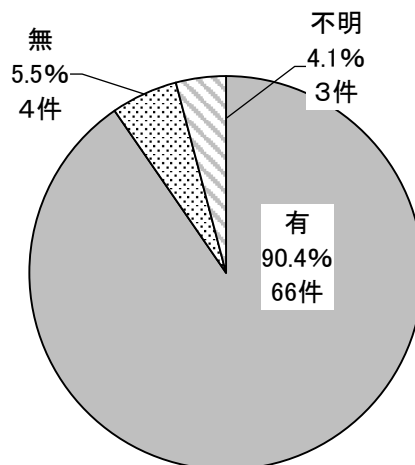


2. 条例に基づく措置の状況（深夜立入禁止の表示）

カラオケボックスの経営者等は、条例第26条に基づき、深夜においては当該施設に青少年を立ち入らせてはならず、その旨を施設の入口に表示しなければならない。

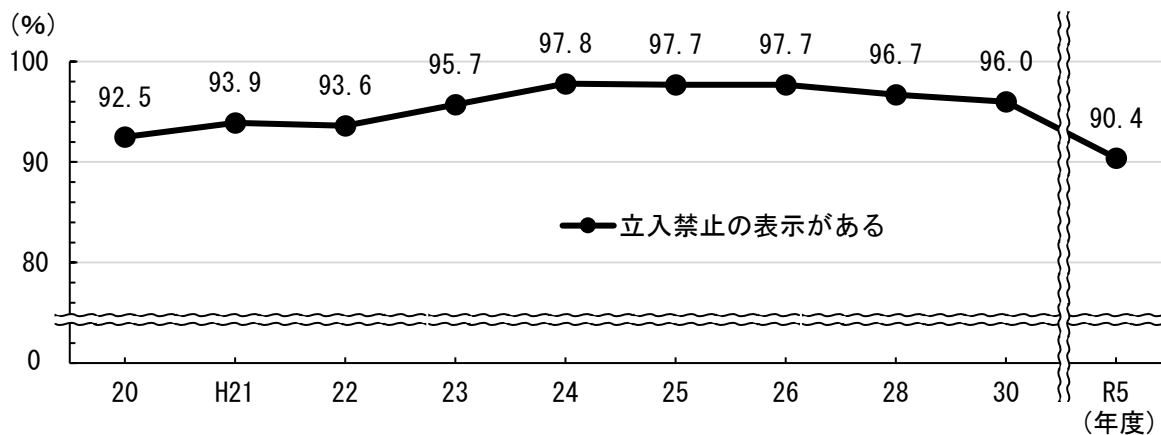
今回調査を行ったカラオケボックスの店舗77件の内、深夜営業店舗は73件であった。このうち、深夜立入禁止の表示は「有」が66件、「無」が4件であった。

図7 深夜立入禁止の表示の状況



過去10回の調査における条例の順守状況について、深夜立入禁止の表示をしている店舗の割合はやや低下した。

図8 深夜立入禁止表示の推移



※ 平成26年度以降は隔年で実施。

※ 令和2～4年度は、新型コロナの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

3. 20歳未満の喫煙飲酒防止の取組み状況

たばこ・酒類の自動販売機を設置している店舗は7件であった。この内、自動販売機への年齢識別装置を設置している店舗は3件、していない店舗は4件であった。

自動販売機の設置			年齢識別装置の有無	
たばこのみ	酒類のみ	両方	有	無
2	4	1	3	4

Ⅲ 図書類取扱店（120件）平成18年度調査開始

1. 調査店舗の内訳

調査を実施した図書類取扱店120件の内訳は、書店(古書店含む)が61件、映像ソフト取扱店が27件、ゲームソフト取扱店が32件であった。なお、同一店舗内で書籍、映像ソフト、ゲームソフトの複数種類を取扱っている場合は、種類ごとに1件として計上している。

この内、有害図書類^{※5}の取扱いがあった店舗は書店(古書店含む)が20件、映像ソフト取扱店が19件、ゲームソフト取扱店が23件であった。

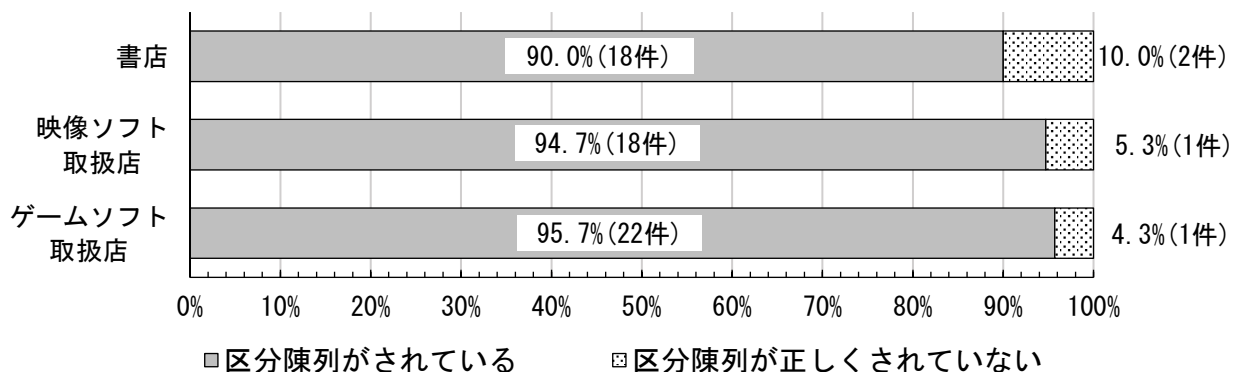
	書店	映像ソフト 取扱店	ゲームソフト 取扱店
調査件数(全体)	61	27	32
有害図書類の取扱い がある件数	20	19	23
	32.8%	70.4%	71.9%

2. 図書類の区分陳列の状況

図書類取扱店では、条例第11条に基づき、有害図書類を陳列するときは、定められた方法により当該図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

有害図書類の区分陳列をしている店舗は、書店が18件、映像ソフト取扱店が18件、ゲームソフト取扱店が22件であった。

図9 区分陳列の状況



5 有害図書類とは、卑わいな描写や残虐な描写など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある、個別または包括的に指定された図書類である。条例及び規則では、これら図書類を青少年が入手したり、視聴したりすることがないよう規制措置を規定している。

青少年保護育成条例第11条関係

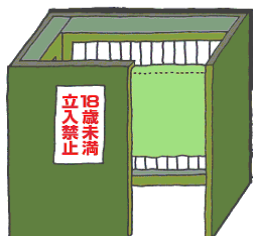
○図書類の販売又は貸付を営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、屋内の容易に監視できる場所に、規則(第4条)で定める方法で陳列しなければならない。(区分陳列が行われておらず、改善命令にも従わない場合は30万円以下の罰金)

青少年保護育成条例第14条関係

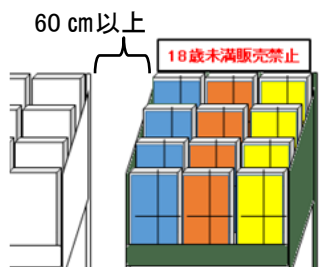
○図書類の販売又は貸付を営む者は、団体表示図書類^{※6}を有害図書類と同様又は規則(第6条)で定める方法により陳列するよう努めなければならない。

【参考】有害図書類の陳列方法(規則第4条)

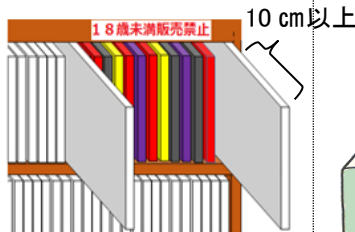
間仕切り等で仕切られた場所にまとめて陳列



ビニール包装、ひも掛け等をしたうえで他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列



10cm以上張り出した仕切り板の間にまとめて陳列



従業員が常駐するカウンターの内側にまとめて陳列

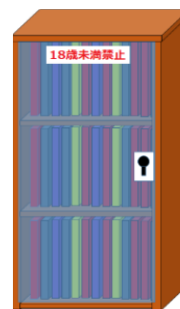


【参考】団体表示図書類の陳列方法(規則第6条)

150cm以上の高さに仕切り板を設けてまとめて陳列



施錠されたガラスケースの中にまとめて陳列



6 団体表示図書類とは、条例第13条に基づき、指定団体が、青少年に読ませ、聴かせ、または見せることが不適當であるとした図書類である。

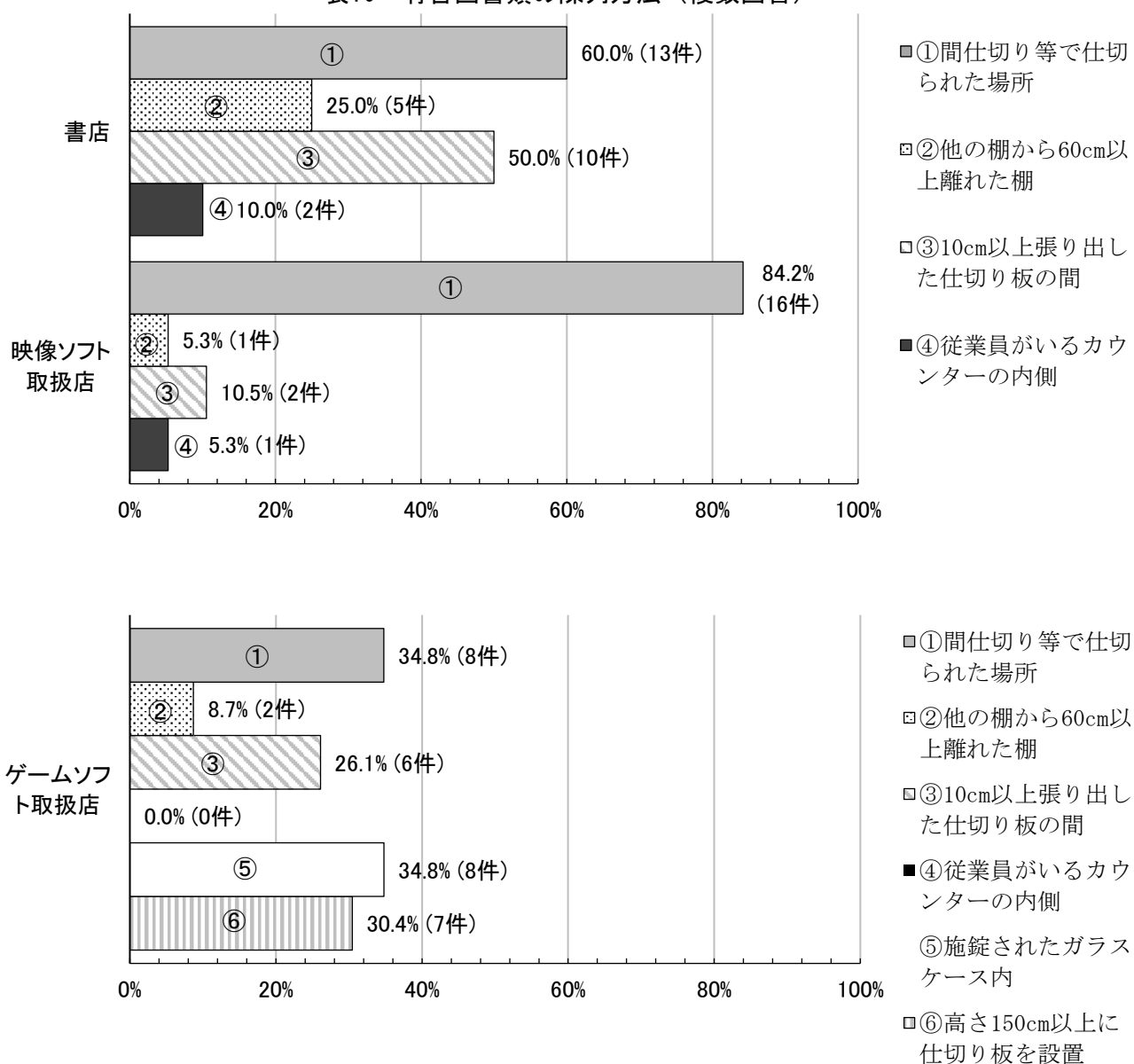
3. 有害図書類の区分陳列の方法

有害図書類の区分陳列を行っている店舗における区分陳列の方法は、書店では、「間仕切りで仕切られた場所」が12件、「他の棚から60cm以上離れた棚」が5件、「10cm以上張り出した仕切り板の間」が10件、「従業員がいるカウンターの内側」が2件であった。

また、映像ソフト取扱店では、「間仕切りで仕切られた場所」が16件、「他の棚から60cm以上離れた棚」が1件、「10cm以上張り出した仕切り板の間」が2件、「従業員がいるカウンターの内側」が1件であった。

更に、ゲームソフト取扱店では、「間仕切りで仕切られた場所」が8件、「他の棚から60cm以上離れた棚」が2件、「10cm以上張り出した仕切り板の間」が6件、「従業員がいるカウンターの内側」は0件で、「施錠されたガラスケース内」が8件、「高さ150cm以上に仕切り板を設置」が7件であった。

表10 有害図書類の陳列方法（複数回答）

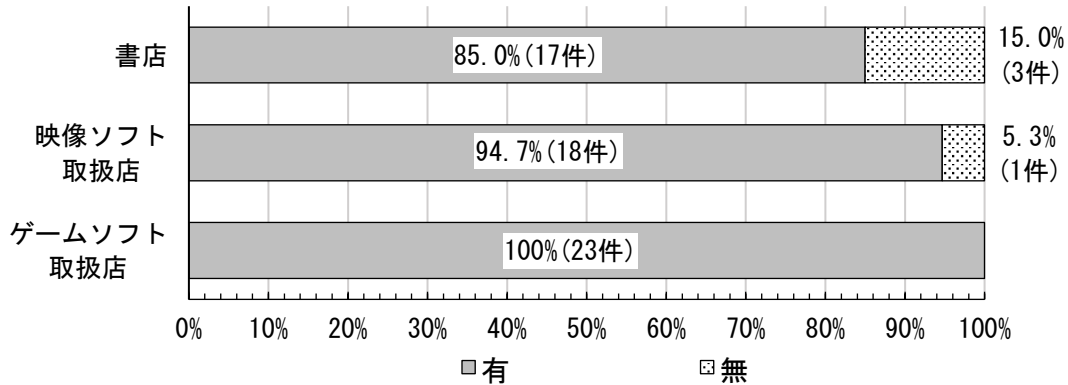


4. 販売・貸付等禁止の表示の状況

図書類販売店では、規則第4条に基づき、18歳未満に販売・閲覧させることができない旨を見やすいよう掲示しなければならない。

有害図書類の取扱いがある店舗の内、当該表示が有った店舗は、書店が17件、映像ソフト取扱店が18件、ゲームソフト取扱店が23件であった。

図11 販売・貸付等禁止の表示



青少年保護育成条例施行規則第4条関係

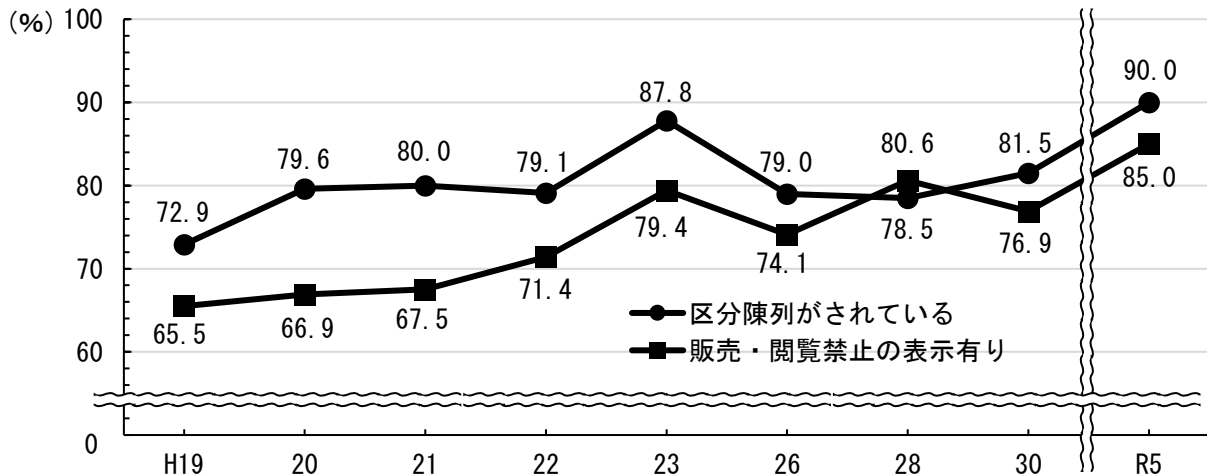
○図書類の販売又は貸付を営む者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を18歳未満に販売(貸付)又は閲覧させること等ができない旨を、容易に判読できる大きさの文字により掲示しなければならない。

5. 条例に基づく措置等の順守状況の推移【書店】

これまでの調査における条例の順守状況の推移を見る。

有害図書類の区分陳列を実施している書店及び、販売・貸付等禁止の表示をしている書店は増加傾向にある。

図12 条例の順守状況の推移【書店】



※ 平成26年度以降は隔年で実施。

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルスの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

IV コンビニエンスストア・ドラッグストア（256件）平成18年度調査開始

1. たばこ・酒類の販売状況

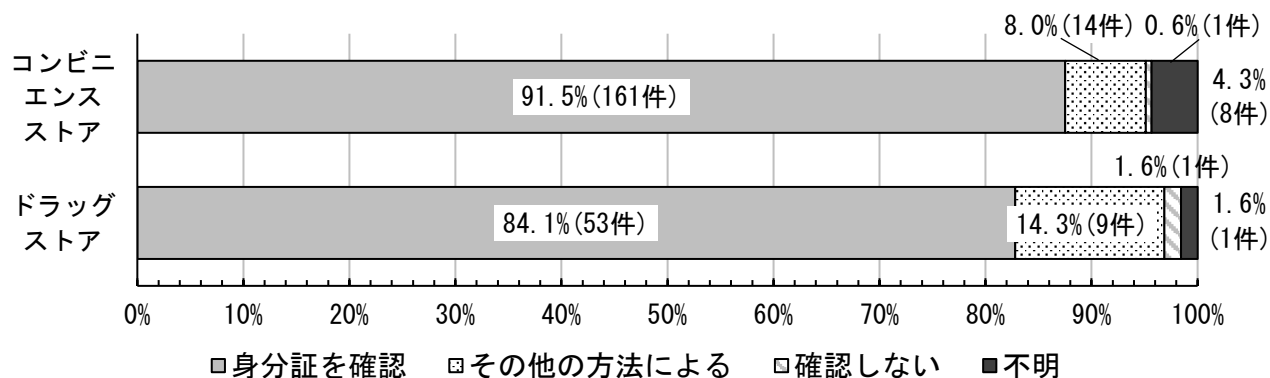
今回調査を行ったコンビニエンスストア・ドラッグストア合わせて256件の内、たばこ又は酒類の販売をしている店舗は248件で、たばこのみ販売している店舗は6件、酒類のみ販売している店舗は23件、両方を販売している店舗219件であった。

	たばこのみ	酒類のみ	両方	合計
コンビニエンスストア	4	6	174	184
ドラッグストア	2	17	45	64
合計	6	23	219	248

2. 年齢確認の実施状況

たばこ・酒類の販売がある店舗248件について、20歳未満と思われる客に対する年齢確認の方法は、「販売時に身分証を確認する」がコンビニで161件、ドラッグストアで53件、「その他の方法※⁷による」がコンビニ14件、ドラッグストア9件、「年齢確認を行っていない」はコンビニとドラッグストアそれぞれ1件であった。

図13 年齢確認の実施状況



3. 自動販売機の設置状況

たばこ・酒類の自動販売機がある店舗は3件あり、その内訳は酒類のみが1件、たばこ・酒類の両方が2件であった。また、その全てで年齢識別装置の設置がなかった。

7 タッチパネルを使用するなど、身分証の提示を求めない方法。

第3章 単純集計一覧表

インターネットカフェ・まんが喫茶

市町村	営業区分			(1) 条例に基づく措置										(2) 自主規制等の状況								(3) 客席の状況						(3) たばこ・酒類の取扱い状況					
				深夜営業の状況			18歳未満の深夜入場制限の表示の有無			有害情報閲覧防止のための措置				18歳未満と思われる者の年齢確認の有無				18歳未満のオープン席利用の有無		ペアシートの有無		外部からのペアシート内部の見通し		ペアシートの内鍵の有無		自動販売機設置の有無		年齢装置の有無					
	1 まんが喫茶(両方とも)	2 インターネットカフェ	3 マンガ喫茶のみ	1 23時まで(深夜営業なし)	2 23時より後に閉店(深夜営業あり)	3 24時間営業(深夜営業あり)	1 有	2 無	1 18歳未満の者に利用させる全てのパソコンにフィルタリングを導入	2 その他の適切な方法による措置	3 いずれの措置も行っていない	1 入店時に身分証を確認	2 入店時に会員証を確認	3 その他(身分証の提示を求めない)	4 無	1 有	2 無	1 有	2 無	1 可	2 不可	1 有	2 無	1 有	2 無	1 有	2 無	1 有	2 無				
	1 可	2 不可																															
政令市	横浜市	22	0	0	21	1	0	1	20	19	1	9	4	2	8	11	1	0	9	4	15	5	3	12	10	5	3	3	0	14	2	4	
	川崎市	3	0	0	2	1	0	0	2	2	0	2	0	0	2	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	
	相模原市	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	
横須賀三浦地域	横須賀市	3	0	0	3	0	0	0	3	3	0	0	2	1	1	2	0	0	1	2	3	0	1	2	1	2	0	0	0	3	0	0	
	鎌倉市	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	
	逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	4	0	0	4	0	0	0	4	4	0	0	3	1	1	3	0	0	2	2	4	0	1	3	1	3	0	1	0	3	0	1	
県央地域	厚木市	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0	0	2	0	2	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	大和市	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0	1	0	1	2	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	
	海老名市	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
	座間市	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
	綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	6	0	0	6	0	0	0	6	6	0	1	2	3	5	3	0	0	4	2	3	3	2	1	1	2	0	0	0	6	0	0	
湘南地域	平塚市	3	0	0	2	1	0	0	2	2	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	2	0	2	0	1	1	0	0	0	3	0	0	
	藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	茅ヶ崎市	2	0	0	2	0	0	0	2	1	1	1	1	0	2	1	0	0	0	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	秦野市	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	
	伊勢原市	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
	寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	7	0	0	6	1	0	0	6	5	1	3	2	1	4	4	0	0	1	5	5	1	3	2	1	4	0	0	0	5	0	0		
県西地域	小田原市	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0	1	1	0	2	1	0	0	2	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	
	南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0	1	1	0	2	1	0	0	2	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1		
合計	46	0	0	43	3	0	1	42	40	2	17	12	7	24	24	1	0	20	14	30	12	10	20	13	17	4	4	0	33	2	6		

カラオケボックス／図書類取扱店

市町村	営業区分	(1) 条例に基づく措置				(2) 客席の状況						(3) たばこ・酒類の取扱い状況							
		深夜営業の状況				18歳未満の深夜入場制限の表示の有無		個室の有無		外部からの個室内部の見通し		個室の内鍵の有無		自動販売機設置の有無				年齢識別装置の有無	
		1 カラオケボックス	1 2 3 (深夜営業なし)	2 2 3 (深夜営業あり)	3 2 4 (深夜営業あり)	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	1	2
						有	無	有	無	可	不可	有	無	1 たばこのみ有	2 酒類のみ有	3 いずれも有	4 いずれも無	有	無
政令市	横浜市	36	1	28	7	29	3	33	0	30	3	4	27	1	4	1	27	2	4
	川崎市	15	1	12	2	14	0	15	0	14	1	3	12	0	0	0	15	0	0
	相模原市	2	0	1	1	2	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0
横須賀三浦地域	横須賀市	4	0	3	1	4	0	3	1	2	1	0	3	0	0	0	4	0	0
	鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	逗子市	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	0	4	1	5	0	4	1	3	1	0	4	0	0	0	5	0	0
県央地域	厚木市	3	0	2	1	3	0	3	0	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0
	大和市	5	0	4	1	4	1	5	0	5	0	0	5	0	0	0	5	0	0
	海老名市	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	0	7	2	8	1	9	0	9	0	0	9	0	0	0	9	0	0
湘南地域	平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	藤沢市	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	茅ヶ崎市	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	秦野市	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	伊勢原市	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0
	寒川町	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	6	1	4	1	5	0	6	0	6	0	1	5	1	0	0	4	1	0
県西地域	小田原市	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0
	南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	4	1	3	0	3	0	4	0	4	0	0	4	0	0	0	4	0	0	
合計	77	4	59	14	66	4	73	1	68	5	8	63	2	4	1	66	3	4	

図書類取扱店

	市町村	営業区分		(1) 書籍の陳列状況等について										(2) 映像ソフトの陳列状況等について										(3) ゲームソフトの陳列状況等について										
		1 書店(古書店含む)	2 映像ソフト取扱店	3 ゲームソフト取扱店	陳列方法						1 8歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無	サンプルディスプレイの有無	陳列方法						1 8歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無	サンプルディスプレイの有無	陳列方法						1 8歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無							
					1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6		7	8					
					有	無	有	無	有	無			有	無	有	無	有	無			有	無	有	無	有	無		有	無	有	無			
政令市	横浜市	27	7	9	5	3	3	2	1	21	5	1	2	4	2	0	1	1	1	2	4	1	1	4	4	1	2	0	2	1	0	4	5	0
	川崎市	7	5	5	2	1	2	0	0	3	4	0	0	4	2	0	0	0	0	3	2	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0	2	3	0
	相模原市	1	2	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	2	0	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	2	0
横須賀三浦地域	横須賀市	5	1	3	1	0	1	0	0	3	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	3	0
	鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	逗子市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	葉山町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	1	3	1	0	2	0	0	4	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	3	0
県央地域	厚木市	3	1	1	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	大和市	3	2	2	1	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
	海老名市	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	座間市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	綾瀬市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
	愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	5	6	2	0	0	0	1	5	2	1	0	3	4	0	0	0	0	1	4	0	0	4	0	0	1	0	3	1	1	1	5	0
湘南地域	平塚市	2	2	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	3	0
	藤沢市	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢原市	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	6	5	5	1	0	1	0	0	4	2	0	0	2	5	1	0	0	0	0	5	0	0	5	2	0	0	0	1	1	0	1	4	0
県西地域	小田原市	3	1	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	南足柄市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大井町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	2	2	0	0	1	0	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0
	合計	61	27	32	12	5	10	2	2	41	17	3	3	17	16	1	2	1	1	8	18	1	2	17	8	2	6	0	8	7	1	9	23	0

コンビニエンスストア・ドラッグストア

	市町村	営業区分		たばこ・酒類の取扱いの有無				20歳未満と思われる者の年齢確認の有無			自動販売機設置の有無				年齢識別装置の有無	
		1 ト コ ニ ビ ニ エ ン ス ス	2 ド ラ グ ス ト ア	1 た ば こ の み 有	2 酒 類 の み 有	3 い ず れ も 有	4 い ず れ も 無	1 確 認	2 販 売 時 に 身 分 証 を 求 め な い	3 無	1 た ば こ の み 有	2 酒 類 の み 有	3 い ず れ も 有	4 い ず れ も 無	1 有	2 無
政令市	横浜市	77	26	4	8	87	4	74	15	1	0	1	0	88	0	1
	川崎市	23	8	0	7	22	2	28	1	0	0	0	2	29	0	2
	相模原市	2	2	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0
横須賀三浦地域	横須賀市	13	3	1	2	12	1	14	1	0	0	0	0	15	0	0
	鎌倉市	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	逗子市	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	三浦市	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	16	6	1	2	18	1	20	1	0	0	0	0	21	0	0
	県央地域	厚木市	11	2	0	1	11	1	8	4	0	0	0	0	13	0
大和市		6	3	0	1	8	0	9	0	0	0	0	0	9	0	0
海老名市		4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0
座間市		0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
綾瀬市		3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0
愛川町		1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
清川村		0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
小計		25	7	0	2	29	1	27	4	0	0	0	0	32	0	0
湘南地域	平塚市	5	3	1	1	6	0	7	0	1	0	0	0	8	0	0
	藤沢市	1	1	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	茅ヶ崎市	3	3	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0
	秦野市	5	1	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0
	伊勢原市	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0
	寒川町	2	1	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0
	大磯町	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0
	二宮町	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	小計	20	11	1	3	27	0	29	1	1	0	0	0	31	0	0
県西地域	小田原市	6	3	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	9	0	0
	南足柄市	14	5	0	1	18	0	19	0	0	0	0	0	19	0	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	山北町	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	開成町	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	湯河原町	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	小計	24	9	0	1	32	0	32	1	0	0	0	0	33	0	0
合計	187	69	6	23	219	8	214	23	2	0	1	2	238	0	3	

第4章 社会環境実態調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県青少年保護育成条例第44条に基づき、神奈川県青少年課が県民、青少年関係団体及び市町村に協力を求めて実施する社会環境実態調査等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本調査は、青少年保護育成条例の規制対象となる店舗の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

(調査対象)

第3条 調査の対象は、青少年保護育成条例の規制対象となる次の業種とする。

- (1) カラオケボックス
- (2) ネットカフェ・まんが喫茶
- (3) 書店・古書店
- (4) ゲームソフト販売店
- (5) コンビニエンスストア
- (6) ドラッグストア

(調査期間)

第4条 調査の期間は、内閣府が例年7月に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて7月1日から開始し、9月30日までとする。

(調査方法)

第5条 青少年指導員又は市町村職員は、社会環境実態調査実施計画に定める調査対象店舗を訪問し、条例に基づく措置状況や業界団体の自主規制の状況等を確認する。

(その他)

第6条 神奈川県青少年課は、調査実施に伴う事故の発生に備え、調査期間中は青少年指導員を対象とした傷害保険・損害保険に加入する。

- 2 市町村は、地域の実情を踏まえ、本調査の対象外の店舗に対し独自で調査を行う場合は、これを本調査の一環として追加することができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。